

自治公民館における禁煙状況について（調査とお願い）

■ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、（中略）その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（中略）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

■ 厚生労働省健康局長通知（平成 22 年 2 月 25 日、健発 0225 第 2 号）

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。（以下略）

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。（以下略）

■ 健康ほくえい計画（平成 24 年 3 月策定）

(5) 生活習慣病の予防 — 地域で生活習慣病の予防に取り組む — 自治会公民館の禁煙…

● 集会施設・自治公民館 全面禁煙（建物内禁煙）の状況について

自治会名	H21. 12	H24. 11	自治会名	H21. 12	H24. 11	自治会名	H21. 12	H24. 11
江北	○		山西	○		下種		
江北浜			みどり西	○		上種		
東新田場			小河原団地			茶ヤ条	○	
西新田場			みどり南	○		西高尾		
国坂			国坂東			東高尾		
国坂浜			さつきヶ丘			岩坪		
大野	○		みどり二区	○		高千穂	○	
田井			国坂中団地	○		由良宿 1 区		
土下			さくら団地			由良宿 2 区		
米里			西園	○		由良宿 3 区	○	
北条島	○		東園			由良宿 4 区	○	
北尾			東園浜	○		由良宿 5 区		
弓原			六尾	○		由良宿 6 区		
弓原浜			六尾北団地			由良宿 7 区	○	
駅前	○		瀬戸			緑ヶ丘団地	○	
下神			原			妻波	○	
松神	○		大島			大谷		
曲			西穂波			別所	○	
みどり一区	○		穂波			比山	○	
向山団地			亀谷	○		青木		
中央団地			東亀谷	○		二子塚団地		
						計	25	